

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

令和2年10月定例会  
(10月27日)

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会事務局

令和2年10月定例会

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

(10月27日)

# 目 次

---

---

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
議事日程第1号	3
開 会	4
開 議	4
諸般の報告	4
日程第 1 会期の決定	4
日程第 2 会議録署名議員の指名	5
日程第 3 議案第 9号 渋川広域消防署南分署建設工事（建築工事）請負契約の締結について	5
日程第 4 議案第10号 令和元年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算 について	6
日程第 5 議案第11号 令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第 2号）	15
日程第 6 一般質問	19
閉 議	36
管理者挨拶	36
閉 会	37

令和2年10月渋川地区広域市町村圏  
振興整備組合議会定例会会議録

第1日

令和2年10月27日(火曜日)

出席議員(14人)

1番	山内崇仁	議員	2番	細谷浩	議員
3番	小山久利	議員	4番	田邊寛治	議員
5番	平形薫	議員	6番	山畑祐男	議員
7番	山口宗一	議員	8番	南千晴	議員
9番	安力川信之	議員	10番	中澤広行	議員
11番	茂木弘伸	議員	12番	望月昭治	議員
13番	角田喜和	議員	14番	小池春雄	議員

欠席議員(1人)

15番 石倉一夫 議員

説明のため出席した者

管理者	高木勉	副管理者	柴崎徳一郎
副管理者	真塩卓	会計管理者	近藤尚嗣
監査委員	中澤康光	監査委員長	灰田幸治
事務局長	藤岡孝広	消防長	福田浩明
消防本部長	石坂勝義	消防本部長	星野光一
総務課長	熊迫奈緒美	事業課長兼 環境センター長	吉田浩
清掃センター長	永井茂久	消防本部長	角田泰紀
消防署長	山田知巳	事業課管理係長	杵渕全路
消防本部総務課 施設整備室長	根井邦彦	総務課長	石田徹
事業課施設係長	山本豊彰	消防本部長 総務課庶務係長	原澤武志

---

事務局職員出席者

書記長	大 畠 重 喜	書記	入 澤 仁
書 記	荻 野 隆 寿	書 記	加 藤 茉 規

議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和2年10月27日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会期の決定
  - 第 2 会議録署名議員の指名
  - 第 3 議案第 9号 渋川広域消防署南分署建設工事（建築工事）請負契約の締結について
  - 第 4 議案第10号 令和元年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算について
  - 第 5 議案第11号 令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第2号）  
（提出者説明、質疑、討論、表決）
  - 第 6 一般質問
- 

会議に付した事件

議事日程に同じ

## 開 会

午前10時

議長（田邊寛治議員） おはようございます。本日はお忙しいところご参集いただきましてありがとうございます。

これより令和2年10月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14人で、議会は成立いたしました。

なお、15番、石倉一夫議員から欠席の届出がありました。

地方自治法第121条の規定により、管理者ほか関係職員の出席を求めます。

---

## 開 議

午前10時

議長（田邊寛治議員） これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

---

## 諸 般 の 報 告

議長（田邊寛治議員） 日程に先立ち、この際諸般の報告をいたします。

お手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### 日程第1 会期の決定

議長（田邊寛治議員） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（田邊寛治議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

## 日程第2 会議録署名議員の指名

議長（田邊寛治議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において6番、山畑祐男議員、12番、望月昭治議員を指名いたします。

---

## 日程第3 議案第9号 渋川広域消防署南分署建設工事（建築工事）請負契約の締結について

議長（田邊寛治議員） 日程第3、議案第9号 渋川広域消防署南分署建設工事（建築工事）請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福田消防長。

（消防長福田浩明登壇）

消防長（福田浩明） おはようございます。ただいまご上程をいただきました議案第9号、請負契約の締結について、議案の内容をご説明申し上げます。

10月組合議会定例会の一般議案関係1ページをお願いいたします。渋川広域消防署南分署建設工事（建築工事）請負契約を次のとおり締結したいから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1の契約の目的は、渋川広域消防署南分署建設工事（建築工事）であります。

2の工事の概要及び場所は、鉄骨造二階建て、延べ面積756.92平方メートルの消防庁舎及び87.96平方メートルの訓練棟で、北群馬郡榛東村大字山子田地内になります。

3の契約の方法は、指名競争入札であります。

4の契約の金額は2億4,475万円で、消費税及び地方消費税が込みでございます。

5の契約の相手方は、群馬県渋川市有馬194番地2、株式会社昌栄代表取締役、田村廣次であります。

3ページをお願いいたします。議案第9号参考資料1は、入札状況を示したものでございます。工事名については、渋川広域消防署南分署建設工事（建築工事）であります。契約の方法は、指名競争入札であります。入札年月日は令和2年9月16日、指名業者は10者、入札参加業者は9者でありました。入札回数は1回であります。落札業者は、契約の相手方と同一でございます。予定価格は2億6,991万8,000円、落札価格は2億4,475万円になります。予定工期は令和3年10月29日までで、工事内容は参考資料に記載のとおりであります。

入札参加業者9者と入札価格については、株式会社津久井工務店2億3,450万円、瑞穂建設株式会社失格、最低制限価格未滿、南澤建設株式会社2億3,900万円、株式会社兵藤工務店2億3,985万円、株式会社

昌栄 2 億 2,250 万円、ホクブ株式会社 2 億 3,500 万円、株式会社飯塚組 2 億 3,090 万円、株式会社石関工務店 2 億 4,000 万円、株式会社南雲建設 2 億 4,150 万円で、落札率は 90.68% になります。なお、入札金額については、消費税、地方消費税は含まれておりません。

5 ページからは渋川広域消防署南分署建設工事（建築工事）の参考図となります。5 ページから 17 ページまでは庁舎関係で、案内図、配置図、各階の平面図及び立面図になります。19 ページから 25 ページは、訓練棟各階の平面図及び立面図でございます。

以上で議案第 9 号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

**議長（田邊寛治議員）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（田邊寛治議員）** ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第 9 号の討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（田邊寛治議員）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（田邊寛治議員）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 4 議案第 10 号 令和元年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算について

**議長（田邊寛治議員）** 日程第 4、議案第 10 号 令和元年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

**管理者（高木 勉）** ただいまご上程をいただきました議案第 10 号 令和元年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算について、提案理由を申し上げます。

令和元年度予算の執行に当たりましては、経費の節減に努めながら、予定しました事業はおおむね計画のとおり実施することができました。以下、主要な施策の成果について申し上げます。

ふるさと市町村圏事業では、渋川地区広域圏が一体となって魅力あるふるさとづくりを行うため、ふる

さと市町村圏基金の運用益を活用して広報事業、防火活動推進事業及びグリーンフラワー事業等を行いました。

生活関連施設の整備及び運営に関しましては、救急医療対策事業として、在宅当番医制等を実施している渋川地区医師会及び渋川北群馬歯科医師会に補助金を交付しました。

また、夜間の急病等に対応できる診療体制として、夜間急患診療所を運営し、常時診療体制の確保に努めました。

火葬場・斎場運営事業では、指定管理者による管理運営の下で、火葬設備等の定期的な点検及び補修を行い、良好な施設管理に努めました。

ごみ処理事業では、ごみ処理業務の円滑な運営を図るため、運転管理業務を民間委託し、老朽化した清掃センターの各種機器の補修及び更新工事を行い、処理業務の遂行に努めました。

し尿処理事業では、環境クリーンセンターの処理業務の効率化、安定化を図るため、運転管理業務を民間委託し、各設備機器の点検整備を行い、処理機能維持に努めました。

消防、救急救助関係では、消防力の維持管理に努めるとともに、複雑多様化する災害へ対応するため、施設、装備の充実強化に努めました。

施設整備では、西分署に配備している高規格救急自動車を更新したほか、現在計画的に進めている消防庁舎の建設事業として南分署の工事設計業務の業務委託を実施しました。

令和元年度における主要な事業は以上のとおりであります。計画いたしました事業がおおむね遂行できましたことは、議員各位をはじめとする関係機関のご支援、ご協力のたまものと深く感謝申し上げます次第です。

内容につきましては、事務局長及び消防長からご説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

**議長（田邊寛治議員）** 続いて、監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

中澤監査委員。

（監査委員中澤康光登壇）

**監査委員（中澤康光）** 監査委員を代表して、令和元年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算審査意見書についてご報告申し上げます。

お手元に配付いたしました審査意見書に基づき、それぞれ要点のみ報告させていただきます。

それでは、意見書の1ページをお開きください。管理者から審査に付された決算書類が地方自治法等関係法令に適合して作成され、かつ計算に誤りがいないか、収支が適法であるかなどについて8月3日から9月29日まで審査を行い、その意見書を10月6日に管理者へ提出いたしました。

第5の審査の結果であります。審査に付された決算書類は審査した限りにおいて関係法令に適合し、かつ正確に作成されており、その計数は関係書類と照合した結果、正確であると認められました。また、審査した予算の執行及び関連する事務の処理はおおむね適正であると認められました。

次に、第6、審査の内容の1、決算の規模について申し上げます。下段の表をごらんください。歳入の本年度収入済額は29億6,315万円で、前年度に比べ1億2,432万円、4.0%の減少でありました。歳出の支出済額は28億9,201万円で、前年度に比べ1億3,095万円、4.3%の減少でありました。歳入歳出差引残額

は7,113万円でした。

2 ページをお開きください。2、決算収支の状況についてであります。上段の表、左から2列目をごらんください。区分欄4行目の翌年度へ繰り越すべき財源715万円を差し引いた5行目の実質収支額は6,398万円となります。7行目の単年度収支額は52万円の赤字となっております。単年度収支額の中には実質的黑字要素である基金積立金と赤字要素である基金取崩し額が含まれており、これを加減した最下行の実質単年度収支額は3,145万円の赤字であります。

下段の表、歳入決算状況をごらんください。本年度収入済額の予算現額に対する収入率は98.0%、調定額に対する収入率は99.5%であります。収入済額は前年度に比べ1億2,432万円減少しております。不納欠損額はございませんでした。収入未済額は、使用料及び手数料の清掃手数料の2万円と国庫支出金の消防費補助金の1,497万円で、前年度に比べ1,497万円増加しております。

3 ページ、款別歳入決算前年度比較表をごらんください。本年度収入済額の主な内訳は、1款構成市町村からの分担金及び負担金26億705万円、2款使用料及び手数料1億8,900万円、9款諸収入4,551万円及び10款組合債4,410万円で、歳入総額の97.4%を占めております。

同じ表の右欄の前年度との比較における主な減少の内訳は、1款分担金及び負担金6,606万円、2款使用料及び手数料484万円、3款国庫支出金1,493万円、8款繰越金1,085万円、9款諸収入1,207万円及び10款組合債4,430万円で、主な増加の内訳は7款繰入金2,940万円であります。

5 ページをお開きください。続いて、(2)歳出について申し上げます。上段の表、歳出決算状況をごらんください。本年度の支出済額の予算現額に対する執行率は95.6%で、支出済額は前年度に比べ1億3,095万円の減少であります。

次に、下段の表、款別歳出決算前年度比較表をごらんください。本年度支出済額の主な内訳は、2款総務費1億5,155万円、3款衛生費10億253万円、5款消防費14億1,051万円及び7款公債費3億2,416万円で、歳出総額の99.9%を占めております。

同じ表の右欄の前年度との比較における主な減少の内訳は、2款総務費2,213万円、3款衛生費1,212万円、5款消防費8,579万円及び7款公債費626万円であります。

次に、公債費について申し上げます。少し飛びますが、16、17ページをお開きください。別表4-1でご説明いたします。組合債の年度別借入・償還状況一覧表であります。表の中ほど、黒く網かけがしてあります行が令和元年度の状況です。16ページ左から3列目、令和元年度の未償還残高は19億4,561万円です。未償還残高は、平成26年度をピークに毎年減少しております。

17ページ左から2列目、令和元年度の元利償還額の合計は3億2,377万円で、前年度に比べ627万円、1.9%の減少でありました。

次に、18、19ページの別表4-2をお開きください。この表は、組合債の年度別区分別の元利償還額の内訳を示したものであります。表の最下行、未償還残高欄をごらんください。令和元年度末における元金の未償還残高の内訳は、18ページ左から2列目のごみ処理施設は13億7,836万円、4列目のし尿処理施設は3,300万円、6列目の火葬場・斎場は2,110万円、19ページ左から3列目の消防施設は5億1,315万円あります。

戻りますが、6ページをお開きください。(3)実質収支に関する調書について申し上げます。地方自

治法施行規則第16条の2の様式に従って作成されており、計数は正確でありました。歳入歳出差引額は7,113万円で、翌年度へ繰り越すべき財源715万円を差し引いた実質収支額は6,398万円の黒字であります。そのうち3,199万円は、地方自治法第233条の2の規定により基金に繰り入れられます。

次に、(4)、財産に関する調書について申し上げます。ア、公有財産の土地及び建物の本年度末現在高は、土地は15万6,669平方メートルで、前年度に比べ28平方メートル減少しております。建物は3万230平方メートルで、前年度に比べ増減はありませんでした。

イ、物品では本年度末現在高は173点で、前年度に比べ3点増加しております。

次に、7ページ、ウ、基金であります。基金の状況の表をごらんください。基金の数が2基金で、まず区分欄1段目、財政調整基金の本年度末現在高は3億9,086万円で、決算年度中の増減高を加減すると前年度に比べ133万円増加しています。

次に、2段目のふるさと市町村圏基金の本年度末現在高は10億2,966万円で、前年度に比べ406万円減少しております。なお、ふるさと市町村圏基金は現金以外に国債の債券運用を約4億円を行っております。

合計欄の最下段、本年度末現在高は14億2,052万円で、前年度に比べ273万円減少しました。

最後に、第7の意見を読み上げさせていただきます。8ページをお開きください。令和元年度の我が国の経済は、引き続き緩やかな回復が続くと期待されていたが、消費税増税に加え、台風被害や暖冬による個人消費の減少、さらに新型コロナウイルス感染症の影響により、年度末にかけて厳しい状況に陥った。

財政については、国、地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおも累増が見込まれ、引き続き厳しい状況にある。

本組合の財政は、財源の8割以上を構成市町村からの負担金が占める一方で、施設の老朽化が進行し、施設の補修工事や消防庁舎建設などに要する経費が増加すると見込まれ、厳しい状況が続くと予想される。

このような厳しい財政状況の中、本年度は事業の必要性、有効性及び効率性の観点から、緊急性の高い事業について優先的かつ重点的に取り組んだ。

本組合の決算状況について見ると、歳入は29億6,315万円、歳出は28億9,201万円で、前年度に比べ歳入が1億2,432万円、歳出が1億3,095万円の減少となった。形式収支額は7,113万円の黒字で、翌年度へ繰り越すべき財源715万円を差し引いた実質収支額は6,398万円の黒字、前年度実質収支額6,450万円を差し引いた単年度収支額は52万円の赤字となった。基金への積立てや取崩しを加減した実質単年度収支額も3,145万円の赤字であった。

歳入について見ると、構成比88.0%を占める市町村負担金は、人件費、ごみ処理施設費、し尿処理施設費の委託料、ごみ処理施設公債費の減少等により、前年度に比べ減少した。

歳出について見ると、衛生費においては施設、設備の機能を維持するため、清掃センターでは焼却施設等の運転管理業務を民間委託し、各設備機器の点検整備や老朽化した各種機器の補修及び更新工事を行い、し尿処理施設的环境クリーンセンターでは処理業務の効率化、安定化を図るため、運転管理業務を継続して民間委託し、各設備機器の点検整備を行った。

消防費においては、圏域住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため、消防力の維持管理に努めるとともに、多様化する災害へ対応するための施設、装備の充実強化に努めた。車両関係では、西分署に配備している高規格救急自動車を更新し、本署に配備している消防ポンプ自動車を災害対応特殊水槽付

消防ポンプ自動車へ更新する事務を進めている。

歳出の主な増減を性質別に見ると、前年度に比べ、維持補修費及び補助費が増加し、人件費、物件費、普通建設事業費及び公債費が減少している。

本組合の財源は、構成市町村の財政運営が依然として厳しい中、構成市町村の負担金に負うところが大きいと、引き続き入札制度の導入や民間委託の推進など、行政コストの縮減や効率的な運営に努められたい。

また、各施設の老朽化が進行していく中、施設の延命化とそれに係る修繕費の節減を図るため、長期的な整備計画を作成し、適正な保全を行っていくよう努められたい。

本組合は、ごみやし尿処理施設、消防といった住民生活に密着した必要不可欠な業務を担っている。今後も限られた行政資源を最大限に活用し、安定的かつ継続的にサービスを提供できるよう努力されることを要望する。

以上で令和元年度一般会計決算審査結果の報告を終わらせていただきます。ただいまご説明申し上げました数値などについては要約して申し上げましたが、その内容は意見書のとおりであります。また、誤読がございましたら意見書が正確でございますので、併せてご理解くださいますようお願いいたします。

**議長（田邊寛治議員）** 続いて、議案の説明を求めます。

藤岡事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

**事務局長（藤岡孝広）** ただいまご上程いただきました議案第10号 令和元年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

初めに、決算の概要をご説明いたしますので、恐れ入りますが、令和元年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合決算調書及び参考資料をご用意ください。1ページをお願いいたします。1の実質収支に関する調書につきましてご説明申し上げます。1の歳入総額は29億6,315万2,000円、予算現額に対する収入率は98.0%でありました。2の歳出総額は28億9,201万9,000円、予算現額に対する執行率は95.6%でありました。3の歳入歳出差引額は7,113万3,000円でありました。4の翌年度へ繰り越すべき財源は、消防自動車等購入事業の繰越明許に伴う一般財源分715万円となっております。5の実質収支額は6,398万3,000円となっております。6の実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は3,199万5,000円です。これは、財政調整基金条例に基づいて決算剰余金の2分の1以上の金額を積み立てるものがあります。

2ページをお願いいたします。続きまして、2、財産に関する調書、1の公有財産、(1)、土地及び建物のアの総括、区分欄下から2行目、その他決算年度中増減高の28平方メートルの減少は、当組合の普通財産である旧渋川警察署署長公舎跡地について隣接民地の一部を占有していたため、この隣接民地の地権者との随意契約により有償譲渡処分したためであります。建物につきましては、決算年度中の異動はありませんでした。

続きまして、最下段の合計で決算年度末現在高を申し上げます。土地が15万6,669平方メートル、建物が3万230平方メートルとなっております。

3ページをお願いいたします。2の物品であります。財務規則の規定によりまして取得価格が100万

円以上のもの、自動車については排気量550cc以上のものを整理しております。区分欄下から3行目、救急関係機器2件の増は、高規格救急自動車の更新に伴うもので、自動式人工呼吸器1台の減及び自動式心マッサージ器、自動体外式除細動器、ストレッチャーのそれぞれの1台の増を相殺したものであります。区分欄最下行、その他機器1件の増は、しらゆり聖苑の非常用放送設備アンプを更新したことにより、老朽化したものを廃棄したためであります。なお、更新前の非常用放送設備アンプは、電気設備一式として管理していたため、重要物品には計上しておりませんでした。

続きまして、3の基金であります(1)の渋川地区広域市町村圏振興整備組合財政調整基金の決算年度中増減高は133万円の増額であります。これは、平成30年度決算剰余金3,226万円及び財政調整基金利子37万8,000円の積立て分と3,130万8,000円の取崩し分を相殺したものであります。決算年度末の現在高は3億9,086万9,000円となりました。

(2)、渋川地区広域市町村圏振興整備組合ふるさと市町村圏基金は、原資10億円の運用益を広域圏の地域振興等を目的とした活動事業に充てるために設置されたものであります。区分欄1行目、現金の決算年度中増減高は407万円の減額であります。これは、平成30年度のふるさと市町村圏事業実施後の執行残等209万2,000円の積立て分と616万2,000円の取崩し分を相殺したものであります。2行目、有価証券の決算年度中の増減はありませんでした。決算年度末現在高は10億2,966万円となりました。

以上で財産に関する調書の説明を終わります。なお、4ページ以降の主要施策の成果の説明書及び参考資料につきましては、決算書の事項別明細書で執行状況等をご説明申し上げます。

続きまして、決算書の内容についてご説明申し上げますので、決算関係議案書をご用意ください。5ページ、6ページをお願いいたします。最初に、令和元年度一般会計歳入決算事項別明細書についてご説明申し上げます。歳入の説明は、備考欄に記載された項目のうち、主なものにつきましてご説明いたします。1款分担金及び負担金1項負担金、収入済額の欄、26億705万4,000円は、分賦割合により納付いただきました、市町村負担金であります。

2款使用料及び手数料については、7ページ、8ページをお願いいたします。2項手数料2目1節清掃手数料、備考欄の一般廃棄物処理手数料1億8,646万2,000円は、事業系一般廃棄物及び清掃センターへ直接搬入された家庭ごみの一般廃棄物処理手数料となっております。なお、備考欄1列左側の収入未済額2万2,800円は、全額事業系一般廃棄物処理手数料で、平成27年度に月ぎめ搬入業者が廃業し、収入不能となったため、収入未済として計上したものであります。

3目1節消防手数料、備考欄1行目の危険物製造所等許認可手数料230万3,650円は、消防法に基づく危険物の規制に係る設置、変更等の許認可事務手数料となっております。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目1節消防費補助金、備考欄1列左側の収入未済額1,497万円は、繰越明許費としました消防自動車等購入事業の災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車更新事業の緊急消防援助隊設備整備費補助金であります。

4款県支出金1項委託金1目1節消防費交付金、備考欄、事務処理特例交付金62万円は、群馬県知事より権限移譲された事務処理に対して交付されたものであります。

2項県補助金1目1節衛生費県補助金、備考欄、救急医療施設施設整備及び設備整備費補助金50万2,000円は、病院群輪番制病院施設における医療機器等の整備に対し交付されたものであります。

5 款財産収入につきましては、9 ページ、10 ページをお願いいたします。2 項財産売却収入 1 目 1 節、備考欄、物品売却収入24万730円は、高規格救急自動車 1 台を売却したものであります。2 目 1 節、備考欄、不動産売却収入73万3,046円は、2 ページの財産に関する調書のところで説明した当組合の普通財産を隣接民地の地権者へ有償譲渡処分したものであります。

9 款諸収入につきましては、11 ページ、12 ページをお願いいたします。2 項 2 目 1 節雑入、備考欄 1 行目の職員給与費負担金841万6,918円は、群馬県消防学校派遣職員 1 名分の給与費負担金であります。備考欄 4 行目の有価物売却収入2,072万1,120円は、清掃センターの粗大ごみ処理施設で資源回収したアルミ及びスチール等を売却した収入であります。6 行目の再商品化委託返戻金912万1,163円は、日本容器包装リサイクル協会から再商品化委託料の一部が還元されたものであります。7 行目の高速自動車道救急業務支弁金527万4,923円は、高速自動車道における救急業務に対し、東日本高速道路株式会社から支弁されたものであります。3 目 1 節弁償金、備考欄の原子力損害賠償金155万1,960円は、東京電力ホールディングス株式会社が福島原子力発電所事故に対して行った放射性物質濃度測定等の賠償金であります。

10 款組合債 1 項 1 目 1 節消防債、備考欄 1 行目の救急自動車整備事業債2,710万円は、消防署西分署に配備した高規格救急自動車に係るものであります。2 行目の消防庁舎建設等事業債1,700万円は、緊急防災減災事業として新たに整備する消防署南分署の設計等業務委託に係るものであります。なお、予算額と収入額との差額3,670万円は、繰越明許費とした消防自動車等購入事業の災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車更新事業の地方債となっております。以上で歳入の説明は終わります。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。13 ページ、14 ページをお願いいたします。歳出の説明におきましては、備考欄の二重丸の後に表示してあります事業名で、主な事業の執行内容についてご説明申し上げます。なお、目の全部が経常的な経費である場合は説明を省略させていただきます。また、各節の不用額につきましては、おおむね200万円以上のものにつきましてご説明申し上げます。

1 款議会費であります。執行率は88.0%でありました。

2 款総務費の執行率は97.1%でありました。1 項総務管理費 1 目一般管理費は、広域組合の事務局運営費のほか、広域組合の総合的な事務管理に係るものでございます。

15 ページ、16 ページをお願いします。備考欄下から 2 行目、派遣職員給与費は、渋川市からの派遣職員 5 人分に係る給与費等の負担金であります。

17 ページ、18 ページをお願いいたします。備考欄 1 行目、庁舎管理事業は、組合庁舎の施設維持管理を行うもので、光熱水費のほか借地料となっております。

下段の 2 項ふるさと市町村圏事業費は、広域圏内が一体となって魅力あるふるさとづくりを行うため、ふるさと市町村圏基金の運用益を活用して事業を実施いたしました。

1 目活動事業費の備考欄 1 行目、広報事業は、組合広報紙「広域だより」を年 2 回発行して、圏域内住民の全世帯に配布いたしました。

19 ページ、20 ページをお願いいたします。中段下の 3 款衛生費の執行率は96.2%でありました。1 項 1 目保健衛生費は、救急医療対策に係るもので、圏域住民の常時診療態勢の確保に努めました。備考欄 1 行目、在宅当番医制事業、2 行目、歯科在宅当番医制事業、最下行、病院群輪番制病院事業の 3 事業につきましては、渋川地区医師会、渋川北群馬歯科医師会及び関係病院にそれぞれ補助金を交付し、救急医療体

制の充実を図りました。

2目は夜間急患診療所費であります。備考欄2行目、施設維持管理事業は、年間を通して午後7時から午後11時まで内科、外科及び小児科の初期診療を実施することにより、圏域住民の医療サービスの提供を図るため、渋川地区医師会に夜間急患診療所の診療業務を委託したものが主なものであります。

21ページ、22ページをお願いいたします。3目は火葬場・斎場費であります。備考欄、施設維持管理事業は、指定管理料及び火葬炉等補修工事が主なものであります。

2項清掃費1目ごみ処理施設費は、清掃センター及び最終処分場におけるごみ処理に係る経費であります。初めに、不用額の説明を申し上げます。不用額欄5行目、需用費1,659万5,381円は、電気料、燃料費、薬品等の執行残額であります。不用額欄7行目、委託料274万3,910円は、焼却施設維持管理事業における焼却灰等運搬業務委託料及び最終処分場維持管理事業における搬入道路除雪業務委託料の執行残額等であります。

23ページ、24ページをお願いいたします。備考欄1行目、施設維持管理事業は、清掃センターの運転管理業務委託、粗大処理施設の第1磁選機等修繕及びダイオキシン類測定等を実施したものであります。備考欄2行目、焼却施設維持管理事業は、公害防止用の薬品の購入をしたもの及び計画的な補修工事等を実施したものであります。備考欄3行目、粗大施設維持管理事業は、回転式破砕機内の部品などの購入及び計画的な補修工事を実施したものであります。備考欄4行目、埋立施設維持管理事業は、小野上処分場水処理に係る薬品等の購入及び小野上処分場水処理施設補修工事を実施したものであります。備考欄5行目、最終処分場維持管理事業は、エコ小野上処分場の運転管理業務及び水処理施設の保守点検業務の委託を実施したものであります。備考欄最下行、リサイクルセンター施設維持管理事業は、ガラスビン及びペットボトルのリサイクル品再商品化業務及びリサイクルセンターの保守点検業務の委託を実施したものであります。

2目ごみ処理施設周辺整備事業費、備考欄、ごみ処理施設周辺整備事業は、清掃センターの地元である五輪平協議会へ300万円を、またエコ小野上処分場関連で渋川市に500万円を交付したものであります。

3目し尿処理施設費は、環境クリーンセンターにおけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る経費であります。25ページ、26ページをお願いします。初めに、不用額の説明を申し上げます。不用額欄2行目、需用費812万9,804円は、電気料、薬品費、修繕料などの執行残額であります。不用額欄6行目、工事請負費652万7,000円は、酸素製造装置補修、前処理設備補修、し尿処理貯留槽1塗装工事などの執行残額であります。備考欄2行目、施設維持管理事業は、薬品の購入、補修工事、運転管理業務の委託等を実施したものであります。

4款労働費の執行率は96.3%でありました。1項労働諸費1目職業訓練センター費は、職業訓練センターに係る経費であります。備考欄1行目、職業訓練校運営事業等助成事業は、渋川地区高等職業訓練校として使用している渋川地区職業訓練協会へ補助金を交付し、技能者の育成に対し助成したものであります。

以上で歳出の1款から4款までの説明を終わります。引き続き、5款消費費につきましては、消防長から説明いたします。

議長（田邊寛治議員） 福田消防長。

（消防長福田浩明登壇）

**消防長（福田浩明）** それでは、5款消防費についてご説明申し上げます。

決算書25ページ、26ページをお願いいたします。消防費の執行率は94.4%であります。1項消防費1目常備消防費は、消防救急体制の維持、強化及び災害時等の対応に係る経費でございます。令和元年度の火災発生件数は42件で、前年度に比べ18件減少いたしました。内訳は、建物火災18件、車両火災5件、林野火災2件、その他の火災が17件でした。救急出動件数は5,471件で、前年度に比べ248件の減少で、搬送人員は5,026人でした。救助出動件数は86件で、前年度に比べ23件減少しました。主なものは、交通事故によるもので24件でした。

27ページ、28ページをお願いいたします。初めに、主な不用額のご説明を申し上げます。不用額欄3行目、3節職員手当等1,536万8,025円は、夜間勤務手当、休日勤務手当及び住居手当等の執行残によるものが主なものであります。

続きまして、右側備考欄に二重丸で記載された項目のうち、主なものについてご説明いたします。2行目、一般経費ですが、物品借上料は寝具のリース料及び複合機の借上料であります。3行目の応急手当啓発事業は、AED及び訓練用人形等を用いた応急手当普及講習会等を開催し、救命率の向上を図りました。145回の講習会を開催し、3,832名が受講いたしました。4行目の職員研修事業は、消防大学校に1名、県消防学校に33名、その他の研修に16名の職員を派遣し、知識や技能の向上に努めるとともに、必要な資格取得に係る負担金であります。5行目の救急救命士養成事業は、東京研修場へ1名を派遣し、救急救命士の育成を図りました。また、指導的立場の救急救命士養成のため、九州研修所へ1名を派遣し、さらに薬剤投与の病院実習に計4名、気管挿管病院実習に3名を派遣し、救急体制の強化を図りました。令和元年度末で救急救命士は38名となりました。29ページ、30ページをお願いいたします。1行目の職員健康管理事業は、B型肝炎検査、予防接種及び特定業務従事者健康診断等を行いました。3行目、車両維持管理事業は、消防自動車、救急自動車など33台に係るタイヤ交換、修繕、車検及び定期点検等を行いました。4行目、業務用備品管理事業は、救助用ロープ、カラビナ、ホースバッグ及び消防用ホース配置計画に基づいて消防用ホース、陽圧式化学防護服及び水難救助用ウェットスーツ等を購入いたしました。5行目、職員被服貸与事業は、新採用職員4名を含む職員の制服及びセパレート型防火衣等を購入し、対応しました。6行目、救急事業は、救急用器具、感染防止用品、三角巾及び酸素ガス等を購入いたしました。また、北関東循環器病院、渋川医療センターからの応急手当ての指示及び救急資機材の点検に係る経費でございます。8行目、消防共同指令センター運営事業負担金は、消防救急無線のデジタル化に伴う高崎市・安中市消防組合ほか5一部事務組合消防指令事務協議会の負担金であります。

31ページ、32ページをお願いいたします。2目消防施設費は、消防施設の改修、建設及び車両更新に係る経費でございます。備考欄1行目、施設改修事業は、渋川広域消防本部消防署空調機器更新工事を行いました。2行目、消防自動車等購入事業は、西分署に配置している高規格救急自動車を更新いたしました。3行目、消防庁舎建設等事業測量設計委託料は、南分署建設工事設計業務に係る委託料であります。

以上で5款消防費のご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**議長（田邊寛治議員）** 藤岡事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

**事務局長（藤岡孝広）** 引き続きまして、6款からご説明をさせていただきます。

6 款教育費の執行率は79.0%でありました。1 項保健体育費 1 目体育施設費は、環境クリーンセンター建設時に地元対策施設として建設した広域圏運動場の維持管理を実施したものであります。備考欄 2 行目、施設維持管理事業は、運動場の除草や樹木の剪定に係る維持管理経費が主なものであります。

7 款公債費の執行率は99.9%でありました。1 項公債費 1 目元金、備考欄、元金償還金は、過去に借入れをしました組合債に係る償還金であります。なお、令和元年度末の組合債現在高は19億4,561万8,000円となりました。

以上で議案第10号の説明を終わります。ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

**議長（田邊寛治議員）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（田邊寛治議員）** ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第10号の討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（田邊寛治議員）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（田邊寛治議員）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり認定することに決しました。

---

## 日程第 5 議案第 11 号 令和 2 年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正 予算（第 2 号）

**議長（田邊寛治議員）** 日程第 5、議案第11号 令和 2 年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

**管理者（高木 勉）** ただいまご上程をいただきました議案第11号 令和 2 年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第 2 号）について提案理由を申し上げます。

今回の主な補正の内容ですが、歳入ではコロナ禍の影響で清掃センター事業系一般廃棄物の搬入量が減少していることに伴い手数料等を減額するための予算、前年度繰越金の充当、市町村負担金の減額による財源調整が主なものであります。

歳出では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から議員研修、職員研修が中止となったため、研修

費等を減額する予算、人事異動による人件費の補正、資機材搬送車等事業費の確定に伴い、入札差金を減額するための予算が主なものであります。

また、債務負担行為の追加及び地方債の変更など、予算補正の必要が生じたので、ご提案申し上げるものでございます。

内容等につきましては、事務局長からご説明申し上げますので、よろしくご審議いただき、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

**議長（田邊寛治議員）** 続いて、議案の説明を求めます。

藤岡事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

**事務局長（藤岡孝広）** ただいまご上程いただきました議案第11号 令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算関係議案書の1ページをお願いいたします。令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによりたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,075万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億642万2,000円としたいと思います。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によりたいと思います。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によりたいと思います。

第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正によりたいと思います。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正は、債務負担行為の追加であります。清掃センターエコ小野上処分場運転管理業務委託は、今まで当該施設の設計施工を手がけた業者の維持管理部門を担う業者が単年度ごとに随意契約をしてきましたが、施設の稼働から3年が経過し、安定した稼働が可能となってきたことから、仕様書を精査し、複数年契約することにより競争入札が可能となりました。契約期間の算定に当たっては、特殊性の高い業務となることから、複数年契約とすることで安定した人員を確保し、現場の状況に精通することが可能となると考え、契約期間を4年間としました。業務委託期間のうち、運転期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までですが、運転準備期間、引き継ぎ期間として契約締結の日から令和3年3月31日までを見込んでいるため、業務委託金額のうち令和2年度分をゼロ円とし、債務負担行為を行うこととします。期間は、令和2年度から令和5年度までとします。限度額を1億3,464万円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。第3表、地方債補正は、限度額の変更であります。起債の目的欄、消防自動車整備事業について、資機材搬送車更新に伴う事業費の確定により起債対象事業費が減額となったことによるもので、限度額を1,300万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更なく、記載のとおりであります。これによります補正後の限度額の総額は2億3,190万円となります。

8ページ、9ページをお願いいたします。2の歳入につきましてご説明申し上げます。なお、これからの説明は、款項目につきましては左側のページを、節、説明欄につきましては右側のページをごらんいただきたいと思います。1款分担金及び負担金1項負担金は、市町村負担金で451万1,000円を減額するものであ

ります。主な減額の理由は、前年度繰越金等の歳入予算の増加による財源振り替えによるもの及び歳出予算の組合職員人件費の減、清掃センター、環境クリーンセンターの電気料、薬品等購入費の減及び新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う研修会等の中止による不用額の減額によるものであります。補正予算後の市町村ごとの負担金の内訳でございますが、少し飛びますが、23ページをお願いいたします。10月算定につきましては、7月補正を含めた算定額となっております。最下段の合計額で説明をさせていただきます。渋川市、補正後額18億935万4,000円で、1,245万7,000円の減額となります。吉岡町、補正後額4億9,812万3,000円で、444万8,000円の増額となります。榛東村、補正後額3億6,710万9,000円で、190万9,000円の増額となります。各区分ごとの説明につきましては省略させていただきます。

恐れ入りますが、8ページ、9ページにお戻りください。2款使用料及び手数料2項手数料2目衛生手数料1節清掃手数料の説明欄、事業系一般廃棄物手数料は2,497万8,000円の減額であります。これは、事業系一般廃棄物の搬入量が減少していることによるものであります。

5款財産収入1項財産運用収入2目1節の説明欄、利子及び配当金は35万8,000円の増額であります。これは、財政調整基金利子の3,000円の増額及びふるさと市町村圏基金について、額面4億円の国債で運用しておりましたが、9月20日に満期となり、債券償還差益98万円の追加に対し、ふるさと市町村圏基金の定期預金利子の62万5,000円の減額の相殺によるものであります。

7款繰入金1項基金繰入金2目1節の説明欄、ふるさと市町村圏基金繰入金は5万3,000円の減額であります。これは、充当先の情報機器等整備事業の契約差金の減に伴う繰入額の減額であります。

10ページ、11ページをお願いいたします。8款1項1目1節の説明欄、繰越金は2,198万8,000円の増額であります。これは、前年度の決算剰余金が確定したため、2分の1を歳入として受け入れるものであります。

9款諸収入2項2目1節雑入の説明欄1行目、有価物売払収入は1,033万3,000円の減額であります。これは、アルミ、スチール等の売払い単価の下落及び搬出量の減によるものであります。説明欄2行目、高速自動車道救急業務支弁金は192万3,000円の減額であります。これは、東日本高速道路株式会社から受け入れるもので、令和2年度、支弁金が確定したため、減額するものであります。

10款組合債につきましては、5ページの第3表、地方債補正において説明いたしましたので、省略させていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。3の歳出についてご説明申し上げます。初めに、各款にわたり人件費の補正をお願いしておりますが、ここで一括して説明させていただきます。人件費につきましては、令和2年度の職員人事異動、市町村共済組合負担率の改定に伴う補正であります。今回人件費総額では、638万円の減額補正となります。

それでは、人件費以外についてご説明申し上げます。1款議会費1項1目の説明欄、議員研修事業は29万1,000円の減額であります。これは、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い視察研修等を中止したため、不用額を減額するものであります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の説明欄2行目、職員研修事業は6万3,000円の減額であります。これは、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い研修会等が中止となったため、不用額を減額するものであります。説明欄3行目、派遣職員給与費は330万8,000円の減額であります。これは、職員の人事

異動に伴うものであります。

14ページ、15ページをお願いいたします。2項ふるさと市町村圏事業費1目活動事業費の説明欄1行目、広域イベント助成事業は40万円の皆減であります。これは、日本のまんなか渋川駅伝事業補助金として渋川青年会議所に20万円を、また安心安全まちづくり支援事業補助金として群馬県消防協会渋川支部に20万円をそれぞれ予定していたものですが、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い事業が中止となったため、減額するものであります。2行目、情報機器等整備事業は、事務用パソコンについてOSのアップグレードを実施しましたが、その契約差金を減額するものであります。3行目、ふるさと市町村圏基金積立は、98万4,000円の増額です。これは、前年度ふるさと市町村圏事業の決算剰余金4,000円と基金4億円を国債として運用しておりましたが、9月20日に満期となり、債券償還差益98万円を基金に積み立てるものであります。

3款衛生費1項保健衛生費2目夜間急患診療所費の説明欄、夜間急患診療所管理事業は298万9,000円の増額であります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により受診者が減少し、診療業務委託料の不足見込額を増額するものであります。

2項清掃費1目ごみ処理施設費の説明欄2行目、清掃センター管理事業は517万2,000円の減額であります。これは、電気料基本料金の契約差金の不用額を減額するものであります。説明欄3行目、焼却施設維持管理事業は205万1,000円の減額であります。これは、清掃センターに係る薬品購入費の入札差金による不用額を減額するものであります。

16ページ、17ページをお願いいたします。説明欄1行目の埋立施設維持管理事業は52万円の増額であります。これは、榛東処分場埋立物調査業務委託を実施するための経費の追加であります。説明欄2行目の最終処分場維持管理事業は53万7,000円の減額であります。これは、エコ小野上処分場に係る薬品購入費の不用額を減額するものであります。

続いて、3目し尿処理施設費の説明欄2行目、環境クリーンセンター管理事業は226万5,000円の減額であります。これは、クリーンセンターに係る薬品購入費の入札差金による不用額及び電気料基本料金の契約差金の不用額を減額するものです。

5款消防費1項1目常備消防費の説明欄2行目、職員研修事業は57万5,000円の減額、3行目救急救命士養成事業は280万円の減額であります。19ページをお願いいたします。説明欄1行目、消防長会は2万9,000円の減額、2行目、消防協会は1万6,000円の減額であります。この4事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い研修会等が中止となったため、不用額を減額するものです。

2目消防施設費の説明欄、消防自動車等購入事業は109万9,000円の減額であります。これは、資機材搬送車の購入に伴う入札差金による不用額を減額するものであります。

続いて、7款1項公債費2目利子の説明欄、利子償還金は1万6,000円の増額であります。これは、令和元年度借入れの救急自動車及び南分署設計の借入利率等が確定したことによる減額及び令和2年度借入れ予定の南分署建設工事に係る利子が生じたための増額を相殺したためであります。

なお、20ページ以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で議案第11号の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

議長（田邊寛治議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（田邊寛治議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第11号の討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（田邊寛治議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（田邊寛治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 一般質問

議長（田邊寛治議員） 日程第6、一般質問を行います。

申合せ事項により質問の時間は答弁を含めて1時間以内といたします。質問の形式は、1回目は一括質問方式で、2回目以降は一問一答方式とし、回数の制限はいたしません。質問の方法は、1回目は登壇をお願いいたします。2回目以降は自席でお願いいたします。答弁は、登壇して行うことといたします。

通告の順序により発言を許します。

エコ小野上処分場建設に係る検証について。

13番、角田喜和議員。

（13号角田喜和議員登壇）

13番（角田喜和議員） お世話になります。通告に基づいて一般質問を行います。

通告内容は、エコ小野上処分場建設に係る検証についてであります。まず、このエコ小野上処分場についてであります。これについては平成19年に一般廃棄物処理基本計画が策定され、環境省所管の循環型社会形成推進交付金対象事業として平成24年11月30日に契約、平成26年12月22日にクローズド式の埋立処分場が完成をいたしました。エコ小野上処分場建設工事の検証ということで進めていきたいと思っております。

まず、この問題であります。大同特殊鋼株式会社から当時69万1,200円を受け入れてスラグ調査を行いました。小野上処分場の進入路の調査結果ということでありましたが、平成29年8月4日から平成29年9月15日までの調査を行い、これについてはナンバー1からナンバー3までありましたが、そのところからフッ素及びその化合物並びに六価クロム等々が出されていることが、基準値を超えていることが判明をいたしました。この調査費用については、大同特殊鋼株式会社が出しました。大同特殊鋼株式会社から搬出されたスラグが入っていると認めた中でこの費用が出されたわけですから、この製造責任者で明

らかではないでしょうか。被害を受けているのはこの広域組合だと思います。その認識が全くないのでしょうか。被害者が加害者の肩を持つようなことがあってはならないと思っております。

そこで、るる質疑をさせていただきますが、スラグについては循環型社会推進法、建設リサイクル法、また群馬県の赤本と言いますが、建設共通仕様書、この中で優先して再生品を使えと言っております。そして、再生砂については毒が入っているかどうか、そういったものをチェックする必要があります。まず、エコ小野上処分場建設に当たって、サンドマット工等々が約70センチメートルの厚さで9,700平方メートル使うことになっておりましたが、このサンドマット工は行わず、再生砂を用いて工事をしたのだと製造工事から見て、写真から見て受け取れます。この再生砂は、どの時点でどの程度使用されていたのか、まず伺いをいたします。

検証ですので、細部については自席に戻って質問をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

**議長（田邊寛治議員）** 吉田事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

**事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩）** まず、旧処分場で使われて、ボーリング3か所調査したところのスラグ材、舗装の下に入っているスラグ材ですけれども、このスラグ材につきましては、今後大同特殊鋼株式会社と協議をいたしまして、撤去の方向で考えたいと思ひまして、管理者との相談、打合せをしているところであります。

また、質問のサンドマット工、これにつきましては地盤改良工の重機が3台、建設当時動いておりました。重機が現場内を移動するために、平滑な地盤をつくるために70センチメートルほど砂を敷くことになっております。また、リサイクル法の観点から公共工事につきましては再生砂、再生砕石を使うことをまず優先しますが、現場からの距離に応じまして再生砂や再生砕石を製造する業者というのは小野上地区におきましては数少なくなります。再生砕石においては旭石材が行っているだけとなります。そのことから山砂を使ってサンドマット工は施工いたしました。山砂につきましては、高山村、有限会社OHK I、あと榛名PSから納入されました。また、佐藤建設工業からも納入されております。現在資料でありますと1,403立米ほど入ったというふうに確認しております。

**議長（田邊寛治議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** 今答弁がありました。この関係で1期工事でと言いましたよね、ナンバー1、ナンバー2、ナンバー3については。これについて、過日の20日に行われましたスラグの調査特別委員会、この中で、以前にも話しましたが、983台入っているよという話もしました。6,226立米ですか、トンでもいいのですけれども、これが入っている。こういうのを鑑みますと、全然入れた数量が、6,000ですから、あそこに入っただけでは足りないのです。全体でどうなっているかというところをまず見なくてはならないのと、今答弁の中でサンドマットに代わる部分で山砂というふうな答弁がありましたが、とんでもありません。再生砂が厚さ70センチメートル、再生砂を入れたと言っているのです。山砂だったら設計変更もしなくてはならないでしょうが。再生砂ということは何ですか。リサイクル砕石です。うそを言っただけです。ちゃんと写真でも再生砂を敷いたと言っているのですから、その再生砂はどこから入ったのか、今も榛名PSとかというところありましたが、そういうところは中間処理業の資格持っていないではないですか。中間処理業の資格を持っていないければ再生砂つくれないのです。もう一度答弁お願いします。こ

んないいかげんな答弁では納得できないです。

**議長（田邊寛治議員）** 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

**事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩）** 再生砂というふうに設計書には記載しております。再生砕石も同じです。まず、リサイクル法に基づきまして、公共工事ではそういった記載をいたします。その中で砕石と言いますと再生砕石RC40-0、実際にはC40-0、新材の砕石を使用しましたし、再生砂につきましても実際に現場では必要量入りませんので、上位になります山砂を使用します。もちろん金額の変更もなく、現場受注者との協議の上で決めますけれども、基本的に質の下のものを使うわけではないので、上のものを使うので、問題なく使用できる材料として承認して現場では使っております。現場では普通に山砂を使用しました。それで、発注工事一覧ということで、そこに記載されています983台、6,226トンということも併せて質問いただいておりますけれども、この数量と今の山砂とは関係ございません。この発注工事一覧についても少し説明させていただきたいと思います。この発注工事一覧、角田議員お持ちのものですけれども、県の公文書、資料請求いたしまして開示されたものですが、当初黒塗りされていて開示されなかった部分について、角田議員が、個人の申請となりますけれども、開示を求めまして、群馬県公文書開示審査会の審査を経て開示されたものとなります。この開示審査会につきましては、記載内容が正しいか正しくないかを審議している場ではありませんので、開示するかしないかを審査した場所となりますけれども、この答申の中に県の廃棄物・リサイクル課がこの出荷証明についてどういうふうに捉えているかという主張が書いてありますので、この辺もちょっと読み上げたいと思うのですが、通常工事等は数次の下請により行われており、当該スラグの排出者である、ここは〇〇〇〇と書いてあるのですけれども、排出者は大同特殊鋼株式会社が該当すると思います。スラグ再生路盤材を製造及び販売した、ここも〇〇〇〇となっているのですが、大同エコメット、佐藤建設工業が該当すると思います。実際にスラグ再生路盤材を使用した施工業者や施工箇所等まで詳細に、かつ正確に把握できているわけではない。しかし、県は報告聴取等に当たり、県民の安全、安心の確保を図る観点から、当該スラグの使用箇所を漏れなく把握するため、出荷の可能性がある情報全て報告するよう指示した。このため、提出した出荷記録は不完全なものが多く、そのままでは事実関係の確認が不十分な情報であると、県廃棄物・リサイクル課は出荷記録についてこういうふうに主張しております。では、どのようにスラグの使用箇所を特定するかということもこの次を書いてあるのですが、設計図書等関係書類及び現地調査等を行うことにより当該スラグの使用箇所を特定しているというふうに主張しております。この出荷証明に記載されている983台、6,226トンと山砂については関係はございません。地盤改良工において使いました、仮設に使いました山砂というのは別の工程で使っているものですので、スラグ材とは一切関係ないということを申し上げます。

**議長（田邊寛治議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** 山砂は関係ないところに使った、どこに使ったのですか。ちゃんと説明しなさい。

これは、私が資料請求して、皆さんにも後でお見せしたいと思うのですが、この写真については業者が出してきたものです。地盤改良工について1つ申し上げますと、エポコラム工法といって、地盤が軟らかいところにコアを入れて、逆にそこにどろどろのコンクリートを流し込んで柱状的に地盤を固めてい

く、こういう工事がされるのです。そういうところの地盤固めをするためにサンドマット工といって安定させる、機材がそこに設置される、そういうところに使うのだと聞いています。ところが、この地盤改良工の工事をするに当たって、組合から出された写真ですからね、組合から出てきたこの写真、これを見るとサンドマットをやるそれ以前に砂利が敷いてあるではないですか。砂利を敷いて固めてある上にサンドマット工なんてする必要はないではないですか。何言っているのですか。足場を固めるためにサンドマット工、それに代わるものをしっかりとやる、この写真が証明しています。業者の人に見せても誰に見せても、これは碎石だよねと、これは砂に見えないよ、異口同音に言っています。吉田さん、こういうものをちゃんと根拠にして私質問しているのです。おおかいいかげんなこと言わないでください。認められない、こんな答弁は。

そういう中で、今群馬県が出したのものについてはというふうな話がありましたが、公文書なのです。それについても平成29年9月11日に佐藤建設工業並びに大同特殊鋼株式会社、逆有償取引で罰せられました。それで、中間処理業も佐藤建設工業は取り消しされました。その業者が扱っていたものがここに入っているのです、6,226立米。それがどこに入っているのか。これは、地盤改良工の中でしっかりと敷き詰められた。それで、穴をあけて柱状コンクリート、地盤改良しながら、それは土と混ぜてしまうから見えなくなってしまうのです。それで、そこに使われたものが逆にどこにあるのか。これは、裁判の中で出てきたものを、組合のほうが出したものを資料として説明しますが、大同特殊鋼株式会社と佐藤建設工業はスラグの売買を取引した、あの当時はスラグを取引をしているのであって、佐藤建設工業は運搬し、スラグを売買しているのであって、自分の山砂、碎石を販売はなかったのです。なぜかという、その取引の中では6,055立米、こういうものがしっかりと出されています。こういう中で6,055立米、これが入っているということが証明されているのです。組合が出してきた書類ですよ、裁判で。事実ではないですか。首かしげたって駄目ですよ。そのところを簡潔にお願いをします。

**議長（田邊寛治議員）** 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

**事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩）** サンドマット工についても一度説明させていただきます。地盤改良工に使いますけれども、これ仮設工となります。砂を厚く敷いて、その上を、地盤改良機なのですけれども、くいを打つような機械なのです、ブームが高く立っているような機械で、それがキャタピラで移動しますから、あまり地盤が傾いていると危険なものですから、平滑にするために使います。セメントとか土とかを混ぜるために使うようなものではございません。そのための仮設工になっています。写真に碎石、砂利が写っているということなのですけれども、現場は関東ローム層の赤土で粘土質、滑りやすい特性がある土が分布しているところですので、現場の広い平らな地盤、全体の平らな地盤のところには工事用のトラックや現場の車などが移動しますので、その滑り止めでも砂利として碎石が敷かれました。当然現場の写真を撮りますと、砂の、サンドマット工の写真もありますし、車が通るところに碎石も敷いてあります。それが写っていることでサンドマット工に砂利を70センチメートルも敷いてしまう、平らにするのは難しいですから、簡単に平らになるのは砂を使うということですね、そういった工法で使っているものとなります。

それと、現場でスラグが使われていないということで、確かに出荷記録で大同特殊鋼株式会社から県の

廃棄物・リサイクル課に書類は届けてあって、そこにエコ小野上処分場を疑われるような記載は確かにありますけれども、廃棄物・リサイクル課が特定するに当たっては、設計図書や現場の調査ということで確定するというをまず主張していますし、書類につきましては工事書類にも一切スラグを疑われるようなものはございません。また、現場では平成26年の12月ですか、実際にJ Vのほうで碎石の調査入って、使用されていないことを報告していますし、群馬県におきましては平成30年に独自に調査、2度ほど入りまして、群馬県の調査でもスラグ材発見されていけませんので、記載の内容がなぜそういったものが県に上がったかというのは私も分からないのですけれども、実際に現場で使っていないということは、県の調査でも組合の調査でも入っていないということを確認できているというふうに私は考えております。

**議長（田邊寛治議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** 私は、あなたが入っていないと考えています、あなたの考えを聞いているののだ。こういう書類が出ているだろう。こういう書類を根拠に質問しているのだ。あなたの個人的な考えなんか聞いているのではない。では1つ言う。裁判で出された中で平成24年12月6日、これは11月30日に入札が議会議決された約1週間後だ。12月6日に車番と言うと2567という車番でR C40-0、R C40イコール大同特殊鋼株式会社のスラグだと。それがその日は28立米、瑞穂建設株式会社が注文者、工事名は小野上処分場。まさしく今始まったエコ小野上処分場の進入路、入っていくところ、これから造成する、路盤改良する、そんなところに運ばれているのではないの。あなたこれ見ているでしょう。根拠に基づいて私質問しているのだ。事業課長、この中で、いいですか、これについても一つ一つは言いません。調査特別委員会のときにまた資料として提供してもらえますし、これについてまた説明します。今日は説明する場ではないので、こういうものがある。見てください。この中で絶対入っていないと言い切るほどの根拠はないのです。でも、大同特殊鋼株式会社が佐藤建設と取引をして取引伝票が出ている。では、何かといたら、一つ見てください。ここに群馬県が調査したのは、佐藤建設工業に調査に行ったときに作業日報の写しを提出させました。この作業日報を見ると、そこにはR C40-0、イコール大同特殊鋼株式会社のスラグです。そのほかに山砕300-0 こういったものが作業日報に1枚1枚毎日載っているのです。それで、なおかつ今度は業者との取引伝票、瑞穂のジョイントベンチャーに対して佐藤建設工業が納品書を入れています。この納品書を見ると一目瞭然、これも後で示しますが、山砕の300-0、これについてはジョイントベンチャーに納品書が出されております。作業日報の筆跡と納品書の筆跡は同じです。これは、どのところを見ても全部同じ。ところが、同日に入れられていたR C40-0の部分については全て書き換えられているのです。例えば平成25年の2月20日、これによればR C40-0がCの40-0、こういうふう書き換えられています。作業日報と納品書が同じ、R CだけがCの40-0に書き換えられている、こういうものがしっかりと出されているのです。それで、なおかつこの書き換えられたCの40-0の納品伝票の日付と車番を調べると、裁判で出てきた大同特殊鋼株式会社と佐藤建設工業が取引した日付、トラックの番号、納入された数量、全て一致しているではないですか。こういったこれだけの厚みの書類、群馬県が佐藤建設工業に調査に行き預かってきた書類ですよ。これが物語っているのです。このことをはっきり指摘しておきます。

それで、全てここに証拠として書類があります。それで、あまりこればかりやっていると再生砂のことに触れますけれども、再生砂と山砂とごちゃごちゃなことをやっていますけれども、再生

砂を入れたということは、この地域では、先ほど答弁ありました。リサイクル砕石ですから、扱える業者は、旭石材と言いますけれども、そこの業者しか扱えないのです。こういう中で、一部はそういう中で地盤改良と一緒にスラグが使われているのと同時に、補強土壁にも使ったと、佐藤建設工業の毎日の作業日報にも補強土壁に使ったとある。この裁判で出てきた証拠書類の中にも補強土壁に使用したと。ですから、補強土壁は使っているから、本当は出ると困る。では、補強土壁だったらどこに使ったのだろう、補強土壁で見えるのはあそこあそこぐらいだよな、そういうところで皆さんは思い当たるところを調査したのでしょうか。それで、混ぜて、J I Sの下ではその石を、砕石を確認して、それを調査しろと言っているにもかかわらず、それは平成25年に改正されたのだ。にもかかわらず、その後において土砂と一緒に混ぜて、基準値に達していないからよかった、これでは何の意味もないではないですか。ある部分がかかっていて、その補強土壁の2か所と入っているらしい道路の脇を調査したのではないですか。そうでなくて何でそこを特定、その場所だったのですか。あなたたちはみんな知っていてやったのだ。そうでなければこんなことはできない。

スラグの関係もありますが、小池議員も質問されるでしょうので、そのところは後に譲るといたします。

この中でもう一点重要なところがあります。それについては平成26年の3月31日、4月1日付で当時の組合ではこの事業は終わりましたということで、7月に群馬県を介して国に2,500万円ちよいですけれども、補助金の返還をしています。その中で4月1日の時点では、いいでしょうか、4月1日の時点で、これも後で見せますが、渋川広域一般廃棄物最終処分場建設工事の総合表というのがあるのです。ここには4月1日現在で交付対象外というのは全部やるまで3,700万円しかないのです。あとは全部交付対象事業なのです。全て交付対象事業。ところが、4月1日に交付対象事業だと思っていた中で増額変更は何もしていないのです。例えば水が2,030万円、7月25日に増額されました。4月1日の時点では増額はありませぬ。建て方仮設の任意仮設についても4月1日の時点では1,333万6,000円に変更ありません。ところが、7月25日には2,030万円の水が増える。説明も二転三転して、この水はねつ造ですよ、完全に。それから、建て方仮設の任意仮設に対しても7月25日には3,375万6,000円の増額になっているのです。おかしい話だと思います。任意仮設は補助事業のはずなのです。4月1日付では補助事業の増額はありませぬと言っているのです。ところが、7月25日に増えているではないですか。なぜに増やせるのですか。

**議長（田邊寛治議員）** 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

**事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩）** 循環型社会形成推進交付金事業につきまして、まずこの事業につきましては平成22年から平成26年度までの5年間にわたって循環型社会形成推進交付金を活用して行いました。この工事もそれで行いました。交付金につきましては、当該年度において多く受領したりするものは繰り越して使えるようになっていますので、その中で弾力性のある交付金として過不足なく各年度は受領していますので、申し訳ない、ちょっと質問の内容が理解できないのですけれども、しっかりもらい過ぎた分も返還、最終的に最終年度で調整したので、最終年度のもらっている分が少ないとかというのは裁判の中でも言われていますが、各年度いただいたもので事業を行いまして、最終的にもらい過ぎた分というのが清算されたりしている事業となっておりますので、個別の年度のことと言われてしまうとちょっと説明が難しいのですけれども、過不足なく事業をもらって終了しておりますので、また会計決

算におきましても全て説明し、理解いただいておりますのでということで申し上げたいと思います。

**議長（田邊寛治議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** トータルのに落ち着いたではないのです。平成26年の4月の時点でもう補助事業、循環型交付金事業は完了したという報告をしているのです。完了して報告した後は何で地盤改良のくい打ちの水が増やせるのですか。それも、7月25日以降の工事をするのではなくて、工事が終わったお金が増やせるのですか。建て方仮設の任意仮設だってそうです。補強土壁をやって、その上に屋根を取り付ける、平成26年の7月25日にはもう屋根は設置されていました。足場もなかったです。ここにおられる方、一部の議員さんはその当時現地にも見に行っているではないですか。それが、屋根がかぶっているその足場が7月25日に約2,000万円近くも増額されている、こんなことあり得ないでしょう。工事が終わっている、もう既に終わっているものが何で7月の25日に増額できるのですか。仮に増額できたとすれば、これは補助対象事業ではないですか。こんなつじつま合わない話しされたって困る。納得できない。こういう中で私は指摘をしておきます、しっかりと。補助事業が確定しているのになぜそれが増やせて、そのお金を国に対して請求ができないのか。これは、水増ししているからにはほかならないのではないですか。終わった工事を増額しているでしょう。こんなことはあり得ない。これをやってきたのが今の広域組合の、あなた方の先輩の皆さんです。もう退職していないかもしれない、こういう人たちがやってきた。

それで、インフレスライドも通告してありますので、インフレスライドのことに限って今度はこの間の部分で検証したいと思います。7月25日の臨時会でインフレスライドを行っていますが、いつこの変更を行っているのか、いつの時点なのか簡潔に答弁してください。変更協議。

**議長（田邊寛治議員）** 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

**事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩）** インフレスライドにつきましては、平成26年の2月5日に県から通知が来まして、そこから対応可能となったものです。インフレスライドの業者との基準日ということでよろしいでしょうか。4月1日に基準日を設けて協議を行っております。

**議長（田邊寛治議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** 答弁あったように確かに平成26年2月5日に国土交通省より物価について変動があったから、工期が2か月以上あるものについてはその対象になりますよという通知が群馬県を介して来ています。これはあります。その中で、今7月25日に議会議決したものが4月1日の時点が基準日だということをおっしゃいました。7月25日ですよ、議会議決したのは。その中で、ちょっと不思議なことがあるので、質問を続けますが、ここに広域組合議会で契約を結ぶ際に管理者押印をしたり、そういった公印の使用記録簿があります。この公印使用記録簿、ここに7月7日付で処分場工事請負契約第25条8項、これはインフレスライドの項目なのです。その協議開始について公印が使用されています。今答弁あったように4月1日に遡っての日付です。7月25日の議会に合わせるためにこれを作ったのでしょうか。そして、7月18日に渋川広域圏一般廃棄物最終処分場建設工事変更協議書と契約処理、こういうのが押されています。7月18日ですよ。決裁は当時の管理者です。問題なのは決裁の日付なのです。この7月18日に変更協議、契約書に公印が押されています。いつ付で協議書と契約書が作られたのか。7月2日なのです。平成26年7月2日に協議書と契約書が作られているのです。おかしいと思いませんか。7月2日に契約書と協議書がで

きていて、7月7日にインフレスライドの協議を開始したのです。7月7日にまだ数字が確定していないのに、何で7月2日に契約書と協議書ができるのですか。それも、管理者の判こをつけてだよ。それも、4月1日に遡って、これを何というのですか。7月7日にインフレスライドの金額で協議開始された。7月2日に変更協議と契約ができますか。これは、管理者にちょっと聞きたいのですけれども、こういうことができるのでしょうか。お願いします。

**議長（田邊寛治議員）** 高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

**管理者（高木 勉）** 公印の押印については、決裁を受けて公印を押すということが原則であります。

**議長（田邊寛治議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** 決裁をすることが基本だと。だから、7月2日にインフレスライドの協議が始まって、金額が確定していないのに、7月25日の議会議決を求める契約書ができますかと聞いているのです。それも、4月1日に遡った契約が。するのだっただけならば、7月7日付で協議を開始して、それ以降の工事に残工事が幾らあるのかというのは分かる。それこそ公文書偽造ではないですか。公文書偽造、行使だ、これは。とんでもないことをされている。そう思いませんか。はっきり教えてください。公文書偽造、そして行使をされたのではないですか。管理者に改めてもう一度聞きます。お願いいたします。

**議長（田邊寛治議員）** 高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

**管理者（高木 勉）** 事実関係等総合的な意味について改めて確認してみたいと思います。

**議長（田邊寛治議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** それでは、この公印使用記録簿、これの使用者がここにいますから、使用者に聞きます。名前が吉田となっております。事業課長、どうですか。できるのですか。

**議長（田邊寛治議員）** 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

**事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩）** 第1回の変更が7月25日の議会で議決されました。この変更についての伺いの回覧日というのが7月2日です。その伺いに合わせて仮契約書の締結日も7月2日になっております。この書類に合わせて公印を使用したものでありまして、変更協議書、変更契約書、全てこの7月25日にご議決いただいた議会の変更契約書と変更協議書となります。それについて7月2日の契約締結に合わせて公印を使用したものであります。

**議長（田邊寛治議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** 事業課長、私はそんなこと聞いているのではないのです。遡って公印を使っているのか、これは公文書偽造に当たるのではないの、そういう考え方はないのかと聞いたのです。そのことだけでいいです。もう一回お願いします。

**議長（田邊寛治議員）** 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

**事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩）** 質問にあるような公印を遡ってとか、そういった使用は一切私している記憶はございません。

議長（田邊寛治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 記憶がないではなくて、ここにあなた押しているのです。押しているの。そんなつじつま合わせの答弁では駄目です。こういうことやったことがいいことなのか悪いことなのか、これは正当なことなのかと聞いているのだ。それに答えてくれればいい。

議長（田邊寛治議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 先ほどから申し上げているとおり、7月25日にご議決いただいた契約書について公印を使用した事実確かにございます。それについて確かに使用していますが、議員ご指摘のような公印使用のことはしておりませんので、それは申し上げたいと思います。

議長（田邊寛治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） インフレスライドの関係で、答弁がその答弁ですから、繰り返しになるからやりません。私は公文書偽造、行使に当たると考えています。

それでは、12月19日に第2回目の契約、2,884万6,800円増額変更しています。これについては、いつの時点でインフレスライドしているのかお示してください。

議長（田邊寛治議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） インフレスライドにつきましては、先ほど基準日と申し上げましたけれども、4月1日という基準日を設けて残工事を確定します。契約日から基準日に金額が上がったものについて残工事を計算するということになっていきますので、あくまでインフレスライドの額を計算する上での基準日ということになっていきます。残工事については、その後も当然工事の細かい単価等は上がっていますが、基準日を設けて計算するので、基準日に対しての増額分だけが残工事の対象となっていますので、2回目の変更につきましては当初にかけていない部分について増額分をご議決いただいたという計算になりますので、基準日の考え方というのからちょっと説明しないと分かりづらかったと思うのですが、そういう意味での基準日が4月1日になっていますので、12月19日、その2回目の変更契約につきましては、あくまで基準日を設けたもので、最終的に浸出水処理施設の工事が完了を待って数量が確定して2回目の変更になったという流れとなっております。

議長（田邊寛治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 数量が確定していないのではなくて、数量確定はもう、4月1日の日に工期が決まっている、金額が決まっている。問題ないのです。2回する必要はないのです。4月1日にインフレスライドができたはず、それしなかったのです。同一期間内に2回までできますけれども、その2回はその間にもう一度インフレスライドするような人件費の単価が上がったとか、そういう実情があればできると書いてある。それ以外1回しかできないのだ。この中身についてもおかしい。この中身についてもここでは時間がないので、また次のときもう少し詳しくやる、また特別委員会でもやりたいと思っています。この中でインフレスライドについても12月1日付で12月9日に管理者決裁がされているのです。その金額が決まらない。だって、変更がないので、推移してるんだもん決まるではないですか。そのところも私は指摘をしておきたいと思います。

それから、7月25日の関係で契約書という話がありましたので、これについて一言申し上げます。これは以前、過去において小池春雄議員も質問をしています。7月25日に議会議決した契約書、設計書そのものが不存在でした。事業課長が一番よく知っているのではないの。10月の20日に組合に行ったら何と言った。契約書は現場のロッカーに入っているの、担当者が鍵を持って出てしまっているの、すぐ持ってこれません。大事な契約書を現場の飯場のロッカーにしまっておくばかがありますか。そんな重要書類はちゃんと組合の鍵のかかるところ、目の届くところへ保管するのが当たり前ではないの。当然なんでコリンズでは、指摘した10月20日に業者に指示してコリンズ登録、工期延長だけしたではないですか。なぜ一緒に2,884万6,800円の金額変更をしなかったのだ。契約書がなかったからできなかったのだ。素直に認めたらどうですか。これについて、当時渋川の契約検査課長が田中さんという課長さんでした。20日の日に行きました。まだ広域組合の契約書については判こを押していません、こんなものが来ても私は判こを押しませんと、そういう返事もらっています。どうですか。簡潔をお願いします。

**議長（田邊寛治議員）** 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

**事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩）** 契約書につきまして、先ほどの組合の事務所でのやり取りというのは私直接いませので、それがどういったことかもちょっと存じ上げないのですけれども、契約書についても現在もそうですけれども、組合でちゃんと保管しておりますし、回覧し、決裁取れて公印押して、また回覧もしていますので、質問の内容がちょっと分からないのですけれども、しっかり組合のほうで管理してありますので、そういったことを申し上げたいと思います。

**議長（田邊寛治議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** 当時いなかったから分からないということですが、契約、議会議決が終われば1週間以内に、遅くとも14日以内に発注者が受注者に指示を出してコリンズ登録を下さい、こういう決まりがあるのだ。いろいろところでそういう工事があるでしょう。それをやっていなかったところに一つこの問題の深いところに問題がある。これも指摘をしておきます。また改めてこれについてはさせてもらいます。

それで、浸出水の関係、この第2回目のインフレスライド2,884万6,800円、これについては4月1日に書類を作ったことになります。これも公文書偽造に当たる、私は考えます。

それで、1ついいですか。この浸出水処理施設の性能発注の中で、インフレスライドは補助対象事業でないとできないのですよね。補助対象事業は7月に、4月の1日時点でなくなったのですから、補助対象事業でないとインフレスライドができないのですけれども、この12月19日の2,884万6,800円、これについてはどういった形でどういった内容が支出されたのか、端的にお願いできますか。

**議長（田邊寛治議員）** 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

**事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩）** また基準日の話になってしまうのですけれども、あくまで単価の基準が4月1日であって、残工事について使う単価が4月1日の単価を使うとありまして、12月に計算するときにはあくまで4月1日の増額単価を使っているということですので、別に遡るわけでもなくて、12月の単価使ったほうが、当然上がっていますから、必要以上に上げてしまうので、ちゃんと基準

日を決めて単価を取り扱っております。

浸出水処理施設につきましては、簡単に申し上げますけれども、公共工事で単価がはっきりしているものですね、コンクリートだとか鉄筋だとか、そういったもの、型枠だとかというしっかり単価が証明できるものについてインフレライドをかけております。水処理施設ですので、大きな水処理機械とか高額なものも入っていますけれども、それは全て見積り単価を徴収していますから、後になって見積り単価を取れば当然物すごく金額が上がってしまいますから、そういったもので金額の上がることを証明できないものについては全部排除して、公共工事の単価として金額を証明できるものについて基準日を決めてインフレライドをかけて、契約いただいているということになります。

議長（田邊寛治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） それでは、この2,884万6,800円の12月19日の増額については、この支払いはどちらへしてありますか。お願いをいたします。

議長（田邊寛治議員） 事業課長。

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 工事請負代金の支払いにつきましては、当然受注者のほうに支払いいたします。

議長（田邊寛治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 当然この契約の受注者である瑞穂建設さんを中心とするジョイントベンチャーですよ。ところが、これおかしいのです。共和化工はこの2,884万6,800円の増額変更のうち1,404万円を瑞穂建設さんと契約して、新たに契約をし直して、そのお金を受け取りました、こういう事実があるのです。おかしいではないですか。その残りは瑞穂建設、ジョイントベンチャーになるのか、それは分かりませんが、そこが受け取ったことになるのです。なぜゆえに工事も終わった、工事の残りもないのに2,800万円もの工事変更契約が成立するのか、全くおかしいのです。私は、言い足りないところはありますが、後日またこの辺について質問をさせていただきます。本日はこれで終わります。

議長（田邊寛治議員） 以上で13番、角田喜和議員の一般質問を終了します。

---

休 憩

午後零時15分

議長（田邊寛治議員） 休憩いたします。

会議は、午後1時に再開いたします。

---

再 開

午後1時

議長（田邊寛治議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告の順序により、1 エコ小野上処分場スラグ撤去。2 榛東村旧処分場の現状は。  
14番、小池春雄議員。

(14番小池春雄議員登壇)

**14番（小池春雄議員）** それでは、通告に従いまして質問を行います。

小野上最終処分場のスラグ撤去について質問するものであります。スラグ問題で渋川市の市道で所有権に係る妨害排除請求権が認められた判決があったということも報道で知りました。エコ小野上処分場の建設に伴い、大同特殊鋼株式会社から排出された鉄鋼スラグが使用され大きな問題となっております。渋川地区広域市町村圏振興整備組合が2017年8月25日から3か所の搬入路の調査を行った結果、スラグ砕石層では6価クロム化合物、フッ素及びその他化合物の基準不適合が確認されました。平成29年10月定例会で私の質問に対し、スラグ調査の結果を示しております。3か所の搬入路調査ですが、ナンバーワンのところでは六価クロムが基準値をオーバーしており、フッ素にしてもオーバーをしています。これは溶出量になりますが、含有量についても基準をオーバーしています。ナンバーツーのところでもフッ素含有量が4倍から5倍とオーバーしております。

去る10月20日、エコ小野上処分場建設工事に伴う砕石の調査及び契約手続に関する特別委員会で現地調査に行ってきました。先ほど申し上げました3か所の調査結果にあるように、フッ素及び六価クロムが存置されていることが確認をされ、委員会として管理者に対し撤去を強く求めていくことで全会一致で決定をされました。この件につきましては、近日中に管理者に対し報告をしますけれども、今後の対応についてお尋ねをするものであります。

それから、2点目でありますけれども、榛東村の旧処分場の現状についてであります。この件につきましては、何回か質問しておりますけれども、全て問題が解決したわけでありませぬけれども、先ほどの補正予算の中で予算化されて調査をするという運びになったというふう聞いておりますので、私一般質問で出してあったものですから、またお尋ねをしたいのですけれども、この五十数万円でどの程度の調査ができるか。榛東村では今旧ゴルフ場があったところにメガソーラーがありますけれども、あそこをその調査を開始したというふうにお伺いしております。三百数十万円かけての調査というふう聞いております。そうしますと、私は50万円程度でどの程度の調査ができるのかなと心配もしておりますけれども、今回の予算でどの程度の調査ができるのか。深さであるとか場所、そして何か所か、これらについて今予定していることについてお尋ねをするものであります。

以上、2点でありますけれども、よろしく申し上げます。

**議長（田邊寛治議員）** 高木管理者。

(管理者高木 勉登壇)

**管理者（高木 勉）** 小池議員のご質問にお答えをいたします。

旧小野上処分場の北側搬入路のスラグについてでございます。ご指摘の箇所につきましては、平成29年度のボーリング調査でスラグ材の使用が確認をされております。この地中のスラグ材につきましては、フッ素の値が環境基準値を超えておりますので、大同特殊鋼株式会社と協議をして撤去に向けて進めてまいりたいと思っております。

その他については課長等から説明をさせます。

**議長（田邊寛治議員）** 藤岡事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

**事務局長（藤岡孝広）** 午前中ですが、議案第11号というふうな中で補正予算（第2号）のほうご議決いただきました。その中で議員ご質問の榛東処分場の跡地におけるボーリング調査を行うわけですが、調査の概要としましては、一応調査の時期としましては、ここが現在榛東の創造の森キャンプ場広場として使われているというふうなことで、このキャンプ場の休場に合わせて行いますので、11月以降に行う予定です。ボーリング箇所は1か所で、深さにつきましては10メートルを予定しております。検体の目視による確認のほか、溶出試験や含有量試験による分析を予定しているところでございます。

**議長（田邊寛治議員）** 14番。

**14番（小池春雄議員）** 少しずつ前に進んでいるという感じがするのですが、私は今回質問するに当たりまして、会議録を5、6年にわたりまして読んで確認をしてみました。そうすると、この問題が発生してから広域組合でどういう態度を取ってきたかということが私もよく見えてまいりました。当初は平成26年の7月議会で私が質問しているのですけれども、このときの事務局長はスラグはないのだという言い方なのです。入っていないのですと、一切ないのだと。それで、ほとんどがバージン砕石で、RCは佐藤建設工業から納入されておりますけれども、一切スラグは使っていないというふうに言っているのです。それで、旭石材から500立米使って入れたと、あとは全て新材なのだ。そういった中に路盤材についても使っていないと、補強土壁についても使っていないというのがこれまでの回答だったのです。それが少し時期がずれてきて、平成29年10月の定例会になりますと、その当時の桑島局長は、群馬県から指摘をされて大同特殊鋼株式会社と広域組合で協議をして、そして3か所調査するわけなのですけれども、このときに桑島局長は、これをやる経緯といいますか、1期工事という工事ではなく、処分場の搬入路のところに使ったという納品書等が出てきたので、それに基づき大同特殊鋼株式会社と協定書等を結び、調査した結果だというふうに言っているのです。1期工事のところかなと言ったら、桑島事務局長は1期工事ということではないのだと。ということは、あとは2期工事しかないです。1期工事ではないと言い切っているのです。ということは2期工事なのです。このところに、そしてそれぞれ調査したらスラグが入っていましたと、これは六価クロムも含めて、フッ素も基準値をみんなオーバーしておりますという報告なのです。このことで見て分かるように、最初は全く一切入っていないと、もしも入っていたら私は誰がどう責任を取るのですかと言ったら、入れた記憶がないし、一切私も職員も、あとは設計業者も確認をして、一切入っていないのだから、そんな必要がないのだと、責任は取りようがないのだと、ないのだからという言い方していたのです。それが今言ったように1期工事という工事ではなくて、処分場の搬入路に入れたと、こういう回答なのです。こういうふうに変ってくるのです。

ですから、私は何が言いたいかというと、本当にこれまで言ってきたことというのが二転三転して、最後にはスラグが入っているということを認めてくるわけなのです。ですから、先ほど角田議員が質問したように、本当にその搬入路、これも委員会の中ではまだ意見の分かれるところなのですけれども、でも3か所は存置されている。これは、管理者のほうが大同特殊鋼株式会社と協議して撤去の方向で進めるということですから、それはいいのですけれども、それだけにとどまらず、まだ私は入っているところがあるのではないかと。そのための撤去と同時にそういうおそれのあるところの調査というのは、私は管理者とし

てしていくべきではないかと思っているのです、おそれがあるというところは。というのは、群馬県が出した、情報開示請求によりまして求めたら、983台スラグを小野上処分場に入れたというものを群馬県が出しているわけです。私は、群馬県がいかげんなものを出すとは思わないです。ちゃんとしたものに基づいて出しているわけですから。ということになるので、それが本当にどこに使われているかと。だけれども、今までの広域組合のほうというのは、入っていないの一点張りでもしも入っていたかというと簡単にそれを認めてしまうのですけれども、私はこういうことからして、やはり再度職員をただして、もしも入ってれば、入っているのは確かなのですけれども、ほかのところにも入っていれば大きな問題になることです。ですから、群馬県も入っていると言っている、そして角田議員が私以前にも質問しているのですけれども、大同特殊鋼株式会社に対してスラグを小野上の、エコ処分場に入れましたかというふうに聞いたたら、ファクシミリで、これは大同特殊鋼株式会社本社です。本社から入れた記録が残っていますという回答が来たのです。だけれども、組合のほうでは入っていないと言っているのです。業者が入れた、群馬県も入れたという記録があると言っているのに、広域組合側ではそういう記録がない、記録がないと、これがずっとなのです。どこかがおかしいと思いませんか。そうであるならば、やはりこのことは管理者としてちゃんと調査を指示して調べる必要があると思うのです。先ほどの3か所のところは大同特殊鋼株式会社と協議をして撤去するということが示されましたけれども、ほかの部分についても私はぜひとも調査をすべきだと思いますけれども、管理者、いかがでしょうか。

**議長（田邊寛治議員）** 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

**管理者（高木 勉）** スラグについては、健康被害ということが一番問題であります。そういった市民あるいは町村民の健康被害に影響が出ないように必要な調査があれば検討してまいりたいと思います。

**議長（田邊寛治議員）** 14番。

**14番（小池春雄議員）** 必要があれば調査をするという回答は以前にもお伺いをいたしました。そこがまだ、ある部分では進んで大同特殊鋼株式会社と交渉と言っておりますけれども、もう一步踏み出してほしいと思うのですけれども、この問題については恐らく管理者がいて、また副管理者もいて、お互い様々な問題がありますから、協議をして前に進めていくことだと思っておりますけれども、私が先ほど言いましたように最初は否定をしていて、だんだんその証拠が出てくると、ばれてくると認めるという今までの体制なのです。ですから、そうでなくて、そういう疑いがあったときは積極的に疑いを晴らしていくということで、私はこのことは管理者間で、管理者がいて、副管理者がいますよね。こういう人たちが協議を重ねて、そして本来この広域組合の進むべき方向はどっちだということを確認をしていく必要があると思うのですけれども、この点につきまして今管理者から聞きましたから、副管理者、それぞれお二方おりますけれども、決意を、管理者と協議をしてしっかりと進めていくかどうかという気構えがあるかどうかということの確認をさせていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

**議長（田邊寛治議員）** 真塩副管理者。

（副管理者真塩 卓登壇）

**副管理者（真塩 卓）** お答えというより、小池議員の意見に大賛成でございますので。

**議長（田邊寛治議員）** 柴崎副管理者。

(副管理者柴崎徳一郎登壇)

**副管理者(柴崎徳一郎)** しっかりと管理者と協議をしていけたらと思っております。

**議長(田邊寛治議員)** 14番。

**14番(小池春雄議員)** 私も同じことくどくどは言いたくないのですけれども、本当にこれまでずっとだまされてきた歴史なのです。私ここに持っていますけれども、平成26年の7月の議会では、ここでは全く入っていないのだと、全部バージンなのですよという言い方なのです。それがやっぱり出てくると、どこのやつだというとそれを認めるわけです。全く絶対入っていないと、もしものことに答えられますかって、こういう答えだったのです。入っていないのですかと、もしものことには答えられません。でも、管理者も替わって、このように前向きな姿勢になってくれましたので、私はぜひともこのことも将来に禍根を残すことのないように、今後におきましてはこの問題についてしっかりとまた調査をしていただきたいと。また、3者での協議も進めていくということも確認できましたので、この点につきましてはこのことを早くできるように指示をしてもらおうということを再度重ねてお願いしまして、これ1点につきましては終わりにいたします。

それから、2点目でありますけれども、先ほど私がいっぱい第1問で質問したように、今回このように補正予算で予算化して調査をするということで、本当によかったなというふうに思っております。これまで榛東の真塩村長に対しても私は副管理者としてどう思いますかと、よその問題ではなくて、本当に榛東村の大きな問題ですよということで質問して、真塩副管理者のほうも何とかこの問題は早く片づけて安心したいのだということがあって、こういうふうになりましたけれども、今創造の森で榛東村が調査を開始したように聞いておりますけれども、予算として三百……

(何事か呼ぶ者あり)

**14番(小池春雄議員)** 榛名カントリー、失礼。榛名カントリーですが、328万円ですか、かけて調査を行うというふうに聞きました。ちゃんとその調査するとこのぐらいかかるのかなというふうに私は思ったのですけれども、今回広域組合でやるのは52万円ですか、約6分の1ぐらいなのですよけれども、6分の1程度でどの程度調査ができるのかなという不安はあるのです。先ほど聞きましたが、深さはあるのですけれども、場所は1か所と言うのですけれども、あの場所というのは結構面積も広いと思うのです。これまでに広域議会で質問しましたけれども、結構な広さもありまして、残飯を捨てたり、灰を捨てたりして、またほこりが飛ぶもんですからその上に蓋をして、それ山砂だったかスラグだったか、何だか分かりませんが、サンドにして、高さにしてどうなのでしょう、相当な高さですよ。それで、一番上が創造の森キャンプ場となって、そのところがでかいところで30センチぐらいあるスラグがいっぱいあって、そういうことが問題になって、その一番てっぺんは片づけたということは承知しているのですけれども、そこにあるということはどうせ下にもあるのではないのかと。これまでの中ですと、どこかにも違う砂を入れたとかどうといういろいろな話があるのですけれども、それにしてもそのことを調査するということがいいのですけれども、果たして今副管理者、真塩村長、自分のところですから、単刀直入にお伺いしますけれども、榛東村が行っている調査と比べて今回の6分の1ぐらいの52万円ですか、これぐらいでどのぐらいの調査ができるのかというふうにお考えでしょうか。

**議長(田邊寛治議員)** 真塩副管理者。

(副管理者真塩 卓登壇)

**副管理者(真塩 卓)** 単刀直入に言えということですね。あその処分場、相当問題があります。あそこは下から、あるいは上へ行くまで全体が覆っている。そこで表土が何メートルあるのか分かりませんが、10メートルできるのですか。私は不思議でかなわない。そうすれば、1か所でも穴空けてやるとすると、穴空けてそのままやるとすると、できるのですかね。どこまでが信用できるか、地元としてははっきり言うと分かりません。私が技術屋ではないので、よく分からないので、いいの悪いの、ちょっと今のところはまだ言えません。しかし、小池議員も知っているとおりに、その前の通路、これについては六価クロム、フッ素、相当入っていました。幾日かですぐ直させました。その奥ですから、私がどのぐらいの、10メートル云々と、10メートルもできるかどうかというのを私はそれ言えますけれども、そのほかについては何と聞かれても分かりません。

**議長(田邊寛治議員)** 14番。

**14番(小池春雄議員)** 今回の調査で私も果たしてこのぐらいの形でどの程度の調査ができるのだろうかという不安も実際のところはあります。しかし、やるのであれば、やはり将来に禍根を残さないということであれば、一定のお金をかけて、そして十分な調査というものが必要だというふうに思います。これは、広域組合のほうで見積もったのでしょうけれども、これは事務方のほうで見積もったのだと思うのですが、これで十分な調査ができるというふうにお考えでしょうか。そして、調査をしようとしているこの場所、これ面積にしますと、平米数でこの処分場はどのぐらいありましたか。まず、そのところを確認して、それだけの広さであれば、やっぱり3か所や4か所の調査は必要だと思うのです。そして、深度、深さにおいてもそれ相応の調査が必要だというふうに思いますけれども、その辺のところはどのような協議をした結果、この程度でいいのではないかということになったのでしょうか。そのことをまずは確認したいと思いますけれども、よろしくお願いします。

**議長(田邊寛治議員)** 真塩副管理者。

(副管理者真塩 卓登壇)

**副管理者(真塩 卓)** お答えになるか分かりませんが、その表土とか、そういうものがどのぐらいあるかどうか、それ以上に私は問題なのは、そこは入れられるかどうかです。それを決めてから、行ってみたら、5メートル入れたら穴空けなければ駄目だとか、ここで面積が幾つあるか、幾つなければ駄目だ、事業課長のほうも答えにならないと思います。できないと思います。そちらのほうから研究させてもらって、今度管理者、副管理者でやるということになったのだから、そこでやらせてください。お願いします。

**議長(田邊寛治議員)** 14番。

**14番(小池春雄議員)** ちょっと私理解できないのですが、それだけの広さがあるところですから、そもそも処分場として広域組合で利用していたときというのは、そこにどれだけの面積があったか、それは分かりますよね。私よく分からないのです。でも、そこをお借りして広域組合として工事をしたわけですから、捨て場にされたわけですから、どれだけの面積に捨てて、それでそれが高さ何メートルまで、焼却残渣であるとか生ごみも入れましたから、そういうものが山になったのですかと。ある程度事務方で数字は持っていると思いますので、そこをまずはお知らせください。

**議長(田邊寛治議員)** 事務局長。

(事務局長藤岡孝広登壇)

**事務局長(藤岡孝広)** 旧榛東処分場ですが、こちらについては昭和58年8月に完成し、平成4年3月末で埋立て、終了となった施設でございます。総面積ですが、1万9,286平方メートル、うち埋立て面積については1万8,700平方メートルです。埋立ての容量としましては16万2,455立方メートル、深さですが、一番深い部分で18メートルというふうなことで、これについては覆土部分も含めての深さとなっているところですよ。

**議長(田邊寛治議員)** 14番。

**14番(小池春雄議員)** これだけの面積、これだけの深さというか、高さがあるわけですから、当然そこをボーリングをして、何か所かボーリングをしてあるかないかということの確認ができるのだと思うのです。そのためには、私先ほど言いましたけれども、真塩村長がちょっと答えてくれましたけれども、その中で今回予算計上した52万円というのはどの程度の調査ができるのですか。

**議長(田邊寛治議員)** 吉田事業課長。

(事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇)

**事業課長兼環境クリーンセンター所長(吉田 浩)** 今回のボーリング箇所の設定1か所なのですが、どのように1か所設定したかと申しますと、オープン型の管理型処分場ですので、側面ののり面はだんだんと内側に入ってきます。それで、とにかく一番深いところで調査しないと遮水シートを破ってしまう可能性があります。それで、図面上で一番深いところ、自転車のサイクリングロードみたいなものがある中央部ぐらいのところが一番深いところになります。そこが先ほど事務局長が申し上げた18メートルです。そこで18メートルある中で10メートルを設定したのですけれども、それであれば確実に遮水シートには届きません。以前も小池議員から質問あったと思うのですけれども、即日覆土にスラグが使われた可能性があるという質問だったと思うのですけれども、即日覆土は毎日やっていますから、どこを調査しても即日覆土の部分というのは確実にボーリングの試験体の中に入るという想定で1か所ボーリングさせていただきました。何か所もやっても、即日覆土の場所というのは必ず当たるといふふうに判断してやりましたので、ボーリング調査の試験体をまず10メートル部分を見て、それを実際に目視して、そこにスラグ材が入っているかどうかをまず見た上で溶出量試験とか含有量試験の六価クロムとフッ素の検査をするという、そういう段取りで1か所を設定させていただきました。

**議長(田邊寛治議員)** 14番。

**14番(小池春雄議員)** 調査をして、それが納得のできるものであれば私は何でもないと思うのですけれども、要するに今回の調査でやっぱり心配されるのは将来において問題を残す、禍根を残すことのないようにということで調査をして、そして安全が確認できれば私はもうそれにこしたことはないのです、それで十分なわけです。しかし、これまでに真塩副管理者からあったように地域の人たちが一時期、30年以上前ですよね、赤い水が出たとか騒ぎになりましたよね。そうすると、何が入っているのだろう、これからどんなことが起きるのだろうということの心配が当然生じてくるわけです。しかし、調査した結果、そこは全く心配するようなものは検出されませんでした、そういうものは入っていないということが確認できましたということであれば、それはその地域の人も安心しますから、それでいいわけなのです。ですから、私はそういう地域の人が安心できる調査というのはいくらでもなのだという、本当にだから皆さん

が安心できる調査、これでこういう調査行いますけれども、足りなければまたそれに足り得る調査が必要になってくるのだと思いますけれども、そういうことも含めまして、管理者、最後になりますけれども、これだけで終わりではないと思うのです。終わればいいのですけれども、問題が生じればまたそれに対応する調査をして、要するに住民の人たちが安心ができるための調査もこれから続けていくという固い決意をお聞かせいただければ、私はこれで質問を終わりたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

**議長（田邊寛治議員）** 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

**管理者（高木 勉）** 調査については1回で終わるといってもないと思いますので、調査した結果、また必要があるということであれば、また考えなければいけないと思っております。

**議長（田邊寛治議員）** 以上で14番、小池春雄議員の一般質問を終了します。

---

## 閉 議

午後1時36分

**議長（田邊寛治議員）** 以上で今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これにて会議を閉じます。

---

## 管 理 者 挨拶

**議長（田邊寛治議員）** 管理者から発言の申出がありますので、この際発言を許します。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

**管理者（高木 勉）** 10月定例会の終了に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

本日は、議員の皆様にはお忙しい中、10月定例会を開催していただき、ご提案申し上げました各議案につきまして慎重にご審議をいただき、それぞれご承認、ご議決賜りありがとうございました。審議の過程で賜りました貴重なご意見やご提言につきましては、今後の予算編成、広域行政運営に反映してまいりたいと存じます。

現在新型コロナウイルス感染症の収束がいまだ見られない状況でございます。議員の皆様方におかれましては健康に留意され、ご活躍くださいますよう心からご祈念申し上げまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

## 閉 会

議長（田邊寛治議員） これをもって令和2年10月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後1時38分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議長 田 邊 寛 治

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 山 畑 祐 男

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 望 月 昭 治